

国住政第24号
令和3年7月21日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

令和3年度「住生活月間」の実施について

住宅行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、住宅の「量」の確保を図る政策から住宅ストックの「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図るため、平成18年6月に「住生活基本法」が制定され、同法第7条においては、国、地方公共団体の責務として「教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない」ことが明記されました。

国民の住意識の向上とゆとりある住生活の実現に資することを目的として、平成元年から建設省の主唱により「住宅月間」が実施されてきたところですが、先般の「住生活基本法」の制定及び「住生活基本計画（全国計画）」の策定の趣旨を踏まえ、平成19年度から「住宅月間」を「住生活月間」に改めるとともに、省庁横断的な推進体制の構築のために新たに設置された「住生活安定向上施策推進会議」の構成省庁（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、林野庁、経済産業省、環境省）の協力の下に、広範な関係機関・団体の参加を得て、豊かな住生活の実現に資する総合的な啓発活動を強力に推進することとしています。

更に、令和3年3月19日には、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする新たな「住生活基本計画（全国計画）」を閣議決定しており、引き続き、本計画に基づき、関係行政機関が連携して国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

つきましては、別添実施要綱のとおり「住生活月間」を実施することとしておりますので、本月間の趣旨に御賛同いただき、行事の実施等について格別の御協力をいただきますようお願ひいたします。

なお、行事の実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」を踏まえた感染防止策を講じる等、地域の感染状況等に応じて、適切にご判断いただきますようお願いいたします。

令和3年度「住生活月間」実施要綱

1. 目的

この月間は、官民協力の下、広報活動や各種行事などを通じて、国民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、もって国民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資することを目的とする。

2. 期間

令和3年10月1日（金）から10月31日（日）まで

3. 主催

国土交通省、地方公共団体、住生活月間実行委員会

4. 後援（予定）

内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、林野庁、経済産業省、環境省、日本放送協会、（一社）日本新聞協会、（一社）日本民間放送連盟

5. 実施内容

住生活月間に次に掲げる行事、活動等を積極的に行い、豊かな住生活の実現に向けて国民の住意識の向上を図ることとする。

※新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、取り組みの実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、新型コロナウイルス感染防止策を講じることとする。また、以下の内容については、新型コロナウイルス感染症の状況並びに政府の方針等に基づき今後変更する可能性があることを申し添える。

（1）中央行事の実施

- ・住生活月間記念式典
(第33回「住生活月間」及び第33回「住生活月間中央イベント」の合同記念式典として開催)
- ・住生活関係功労者の表彰
- ・住生活月間中央イベントの開催
- ・住教育の推進
- ・シンポジウムの開催 等

（2）住生活月間実行委員会会員団体による関連行事の実施

各会員団体によるセミナー、シンポジウム等の行事や広報活動の実施

（3）地方における関連行事の実施

地域の特色を生かしたシンポジウム、講演会、住生活フェア等の行事の実施

（4）広報活動の推進

新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得るとともに、パンフレット、ポスター、シンボルマーク等を活用し、国民に住生活月間の趣旨を広報する。